委提第３号

北本市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

会議規則第１４条第２項の規定により、北本市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を次のとおり提出する。

令和８年９月２８日　提出

提出者　議会運営委員長　　工　藤　日出夫

北本市議会議長　保　角　美　代　　様

北本市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、北本市議会議員（以下「議員」という。）の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、議員がその職責を果たすことができない場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和４４年条例第８号）の特例を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　市議会の会議等　議会の定例会及び臨時会の本会議、北本市議会委員会条例（昭和４８年条例第３６号）に基づき設置された委員会並びに地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１００条第１２項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。

⑵　長期欠席　療養、入院、長期不在その他の事由により、連続して９０日を超えて市議会の会議等に出席できなくなった場合をいう。

⑶　公務上の災害等　北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年条例第２２号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

（長期欠席に係る届出）

第３条　議員は、長期欠席をすることとなったときは、長期欠席届出書（様式第１号）により、速やかにその旨を議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の親族又は委任を受けた者が届け出ることができるものとする。

２　議員は、前項の規定による届出後に市議会の会議等に出席できることとなったときは、復帰届出書（様式第２号）により、速やかにその旨を議長に届け出なければならない。

３　議長は、前２項の規定による届出があったときは、これを認定し、

必要と認める場合は、医師が記載した証明書等を求めることができるものとする。

（議員報酬の減額）

第４条　議員が市議会の会議等を長期欠席した場合における当該議員の議員報酬の額は、その職に応じた議員報酬の月額に、次の表の左欄に掲げる長期欠席の日数の区分（以下「長期欠席日数区分」という。）に応じ、それぞれ右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

９０日を超え１８０日以下の期間	１００分の８０
１８０日を超え３６５日以下の期間	１００分の７０
３６５日を超えるとき	１００分の５０

２　前項の規定は、市議会の会議等を欠席した日から起算して９０日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から市議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。この場合において、市議会の会議等に出席した日の属する月については、日割りにより計算する。

３　前２項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、長期欠席の日数がその月の減額の計算に係る割合に係る長期欠席日数区分の期間をその月の途中で超えたときは、当該超えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、当該超えた日の長期欠席日数区分に係る割合を適用する。

（期末手当の減額）

第５条　６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前６月において、前条の規定により議員報酬を減額して支給された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当の額に、前条第１項の表の左欄に掲げる長期欠席日数区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該割合の異なる月があるときは、低い方の割合を乗じるものとする。

（適用除外）

第６条　次に掲げる事由により市議会の会議等を長期欠席した場合は、前２条の規定は適用しない。

⑴　公務上の災害等

⑵　出産（出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの期間に限る。）

⑶　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第１８条第１項に規定する患者又は無症状病原体保有者となったこと。

⑷　前３号に掲げるもののほか、議長がやむを得ないと認めた事由

（議員報酬の支給停止）

第７条　議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他のその身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬の支給を停止する。この場合において、既にその月の議員報酬が支払われていたとき又は支給の停止ができないときは、翌月の議員報酬から当該停止に係る額を差し引いて支給する。

２　前項後段の場合において、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、当該議員又は議員であった者は、当該停止に係る額に相当する額の議員報酬を返納しなければならない。

（期末手当の支給停止）

第８条　基準日の前６月において、議員が前条第１項に規定する身体を拘束される処分を受けたときは、当該基準日に係る期末手当の支給を停止する。

（停止されていた議員報酬等の支給）

第９条　前２条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、当該議員が議員の資格を失っているときも、同様とする。

（議員報酬等の不支給）

第１０条　第７条及び第８条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件の有罪判決が確定したときは、支給しない。

２　刑の執行として刑事施設に収容される処分を受けたときは、その日から当該処分が終了する日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬は、支給しない。

３　基準日の前６月において、前項の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該基準日に係る期末手当は、支給しない。

（日割計算の方法）

第１１条　第４条第２項、第７条第１項及び前条第２項の規定による日割計算は、その月の現日数を基礎として計算する。

（減額、支給停止及び不支給の効力）

第１２条　この条例の規定による減額、支給停止及び不支給については、当該減額、支給停止及び不支給の事由が生じた日の属する任期中の議員報酬又は期末手当に限り、その効力を有する。

（疑義に対する措置）

第１３条　この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

（委任）

第１４条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

長期欠席届出書

年　　月　　日

（宛先）北本市議会議長

議員氏名
代理人　住所
氏名
続柄

北本市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第３条第１項の規定により届け出ます。

１　長期欠席期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

２　長期欠席事由

⑴　療養・入院（理由　　）

⑵　長 期 不 在（理由　　）

⑶　そ　の　他（理由　　）

３　備　考

様式第２号（第３条関係）

復帰届出書

年　　月　　日

（宛先）北本市議会議長

議員氏名

北本市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第３条第２項の規定により届け出ます。

１　復帰日　　年　　月　　日

２　備　考